

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第 70号）  
（都市計画局住宅室住宅管理課）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第70号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第6条第3号ク<sup>㊦</sup>中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発せられた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「改正法」という。）による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「改正前の法」という。）第10条第1項（改正前の法第28条の2において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による命令の申立てをした者に対するこの条例による改正後の京都市市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日以後に発せられた改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の法第10条第1項の規定による命令は、改正後の条例第6条第3号ク<sup>㊦</sup>に規定する命令とみなす。

(都市計画局住宅室住宅管理課)